

広島市条例第40号

令和8年6月26日

広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部を改正する条例

広島市児童福祉施設設備基準等条例（平成24年広島市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「から第4条まで（附則第3条第2項を除く。）」を削る。

第9条第1項中「附則第2項」の右に「及び第3項」を加え、「同項」を「これら」に、「これらの規定」を「家庭的保育事業等基準省令第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項」に改める。

第10条第1項第1号中「附則第2項」の右に「及び第3項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。